

いじめの重大事態に係る調査結果について

令和5年2月16日の文教児童委員会で報告した調査事案Ⅰ及び、令和5年9月26日の文教児童委員会で報告した調査事案Ⅱに係る調査の結果について、以下のとおり報告する。

1 調査事案Ⅰについて

本事案は、当時、板橋区立小学校に通う児童が第1学年時（平成28年）から第5学年時（令和2年）までの間に、複数の児童から複数回におよぶいじめ行為を受けたと申告するものである。

また、令和4年2月、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」と認定された事案である。

(1) 調査部会による調査

① 調査部会の構成

合計5名（弁護士3名、医師1名、大学教授1名）

② 調査期間等

合計35回（令和5年2月2日から令和6年12月11日）

③ 調査内容

- ・対象児童及びその保護者からの聴取り
- ・関係児童（いじめ行為の行為者とされる児童）へのアンケート調査及び、その保護者からの聴取り
- ・当時の学校長、副校長、担任教諭、教育委員会担当者からの聴取り
- ・資料請求

(2) 調査経過

① 調査開始まで

令和4年

- | | |
|-----|----------------------------|
| 2月 | いじめ重大事態の認定 |
| 3月 | いじめ問題専門委員会（重大事態の認定に係る報告） |
| 8月 | いじめ問題専門委員会（調査部会による調査実施の決定） |
| 11月 | 教育委員会から区長へいじめ重大事態発生報告 |
| 11月 | いじめ問題専門委員会（調査部会設置に係る協議） |

令和5年

- | | |
|----|---------------|
| 2月 | 調査部会の設置（調査開始） |
|----|---------------|

② 調査開始以降

令和6年

12月 調査部会による調査終了

令和7年

1月 いじめ問題専門委員会（教育委員会へ調査結果の答申）

2月 教育委員会から区長へ調査結果の報告

3月 対象児童及びその保護者・関係児童の保護者への調査結果の説明

4月 対象児童の保護者より調査結果に対する所見書を受領

5月～6月 教育委員会から区長へ所見書受領に係る報告

6月 調査結果の公表

(3) いじめの該当性

対象児童生徒からいじめ行為と申告された28件のうち、24件の事実関係については、当該行為により、心身の苦痛を被ったものであることから、法が規定する「いじめ」に該当する。

(4) 調査結果の公表

① いじめ重大事態に係る調査の結果について（公表版）

本件調査の結果については、公表の意義や目的等を踏まえた「板橋区いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表基準」に基づき、調査報告書の公表版を公表している。

② いじめ重大事態に関する調査報告書を踏まえた板橋区教育委員会の見解及び再発防止について

調査目的の一つである「同種の事態の再発防止策を講ずる」ため、再発防止策を公表している。

2 調査事案Ⅱについて

本事案は、令和7年4月に調査を終了したところであるが、対象児童及びその保護者の意向を踏まえ、「板橋区いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表基準」に基づき、調査の結果は公表しない。